分野参考様式第２－１号

ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官　殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住　　　　所

特定技能外国人

氏　　　　名

性　　　　別

国籍・地域

生年月日

記

ビルクリーニング分野において上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

|  |
| --- |
| 【誓約事項】１．１号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）別表第１の２の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第１号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、建築物内部の清掃であること。２．２号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）別表第１の２の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第２号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、建設物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務であること。３．特定技能雇用契約において特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）別表第１の２の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）第２条第１号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。４．建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和４５年法律第２０号）第１２条の２第１項第１号に規定する事業又は第８号に規定する事業の登録を受けた営業所において、特定技能外国人を受け入れること。５．厚生労働大臣が設置するビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること、又は、１号特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、１号特定技能外国人を受け入れた日から４か月以内に協議会の構成員となること。６．協議会において協議が調った事項に関する措置を講じること。７．協議会に対し、必要な協力を行うこと。８．ビルクリーニング分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。 |

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日　　　　　年　　月　　日

作成責任者